

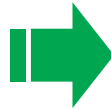
● 国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ ●

～高額な外来診療を受ける方のお支払い方法の変更等について～

高額な外来診療を受けるみなさまへ

平成24年4月1日から外来診療における高額療養費の取り扱いが変更となり、「減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」などを提示することで、外来診療でも窓口で一定額以上支払う必要がなくなります。

これまで	高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていた。
------	---



4月1日から

限度額を超える分は、窓口で支払う必要がなくなります。（同一医療機関に限ります）

◆必要な手続きについて

○国民健康保険に加入の方

高額な外来診療受診者	必要な事前の手続き	病院・薬局などで
・70歳未満の方 ・70歳以上75歳未満の非課税世帯等の方	市町村窓口で「認定証」（限度額適用認定証）の交付を申請してください	「認定証」を窓口に提示してください
70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口に提示してください

○後期高齢者医療制度に加入の方 非課税世帯等の方

必要な事前手続き	病院・薬局などで提示するもの
「減額認定証をお持ちでない方」は、市町村窓口で交付を申請してください	「保険証」と「減額認定証」を窓口に提示してください

非課税世帯等ではない方

必要な事前手続き	病院・薬局などで提示するもの
必要ありません	「保険証」を窓口に提示してください

- なお、非課税世帯等で減額認定証を窓口に表示しない方は従来どおりの手続きとなります。（高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額を後日支給します）
- ひと月あたりの窓口負担限度額・認定区分については従来と変更はありません。
詳しくは、町民健康課町民窓口グループへお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の住民説明会のお知らせ

後期高齢者医療制度に関することや、平成24年度からの新しい保険料率に関する説明会を下記のとおり開催します。詳しくは、下記までお問い合わせください。

開催要項

- 日 時 平成24年3月8日（木）
10時00分から12時00分まで
- 場 所 長万部町福祉センター
- 説明会の対象者など
 - ・対象 どなたでも出席できます。
年齢は問いません。
 - ・申込 特に必要ありません。

●主な内容

- ・後期高齢者医療制度について
- ・平成24・25年度保険料率について
- ・給付サービスについて
- ・各種申請手続きについて

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
電話 011-290-5601

町民健康課 町民窓口グループ

電話 2-2453